

稚分基LPS-V00001-1
令和6年3月28日

車両等現地外注整備共通仕様書

航空自衛隊稚内分屯基地

目次

1. 総則
 - 1.1 適用範囲
 - 1.2 用語の定義
 - 1.3 引用文書等
 2. 役務に関する要求
 - 2.1 一般要求
 - 2.2 整備作業の種類
 - 2.3 作業内容
 - 2.4 部品・材料
 - 2.5 機能・性能
 3. 品質保証等
 - 3.1 契約不適合責任期間
 - 3.2 保証
 - 3.3 監督・検査
 4. その他の指示
 - 4.1 提出書類
 - 4.2 官給品
 - 4.3 付属品及び予備品
 - 4.4 計測器及び試験装置
 - 4.5 契約相手方の技術協力
 - 4.6 補給の手続き
 - 4.7 輸送
 - 4.8 安全管理
 - 4.9 仕様書の疑義
- 別紙様式第1 車両等作業用紙（一般車両）
- 別紙様式第2 車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）
- 別紙様式第3 車両等員数表
- 別紙様式第4－1 必要部品及び修理要領明細書
- 別紙様式第4－2 必要部品及び修理要領明細書
- 別紙様式第5 官給部品使用明細書
- 別紙様式第6 材料使用明細書
- 別紙様式第7 修理不能品発生（見込）報告
- 別紙様式第8 修理発生材通知書
- 別冊 定期検査実施要領

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
品名 又は 件名	車両等現地外注 整備共通仕様書	仕様書番号	稚分基LPS-V00001-1
		承認	令和2年 5月 8日
		作成	令和2年 4月27日
		改正	令和6年 3月28日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第18警戒隊		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、第18警戒隊が行う車両等の外注整備に関する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。

1.2.1 個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書，修理書，オーバーホール指令書，整備基準，部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの）

1.2.2 車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下，“整備基準”という。）の第1-1表に示す車両

1.2.3 道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下，“車両法”という。）の規定が適用される車両

1.2.4 道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受ける車両等

1.2.5 走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

“適用除外車両”という。)以外の車両等

1.2.6 修理不能

次の各号の場合をいう。

- a) 個別仕様書に規定された修理限度額を超える場合
- b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費及び役務費の総費用が取得価格の65%以上になる場合
- c) 特に官側が規定した場合

1.2.7 監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において必要と認めた場合、契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

1.2.8 検査

調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行う。

1.2.9 定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、車両等が既定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.10 I検査

適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査（J. T. O. 36-1-6）及び定期検査実施要領（別冊）に基づき“I”の項目について行う点検

1.2.11 M検査

適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査（J. T. O. 36-1-6）及び定期検査実施要領（別冊）に基づき“M”の項目について行う点検

1.2.12 純正部品

自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

1.2.13 優良部品

部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1.2.14 F A I N E S

一般法人日本自動車整備振興会連合会（以下、“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.15 自動車整備標準作業点数表

整備振興会が各自動車製造会社における車種の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準

J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識

J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

b) 技術指令書

J. T. O. 00-5-1 航空自衛隊技術指令書制度

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準

2 役務に関する要求

2.1 一般要求

一般要求は、次の各号に示す。

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

b) 契約相手方は、車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業所で行う必要がある。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

2.2.1 定期点検

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

定期点検は、車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を次の工程に従い実施する。なお、定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後b)及びc)の作業を実施する。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 定期検査

I検査又はM検査を次の工程に従い実施する。なお、定期検査の結果、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別TO等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し承認を得た後b)及びc)の作業を実施する。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.3 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

自動車定期点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、既定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。

2.3.2 定期検査

I検査又はM検査について、定期検査実施要領（別冊）に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定に性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を別紙様式第1に示す車両等作業用紙（一般車両）又は、別紙様式第2に示す車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）に記入する。

2.3.3 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書また個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

明細書（別紙様式第4-1及び4-2）に記録するものとする。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2.3.4 修理等

この仕様書の2.3.3項で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するように修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3項で使用可能品と判定されたもの又はa)及びb)により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適量を給油する。

2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、個別仕様書で規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3（以下、“塗装及び標識”という。））に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

2.3.6 作業の中止

次に示す場合は作業を中止し、契約担当官等に申し出て、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。ただし、契約相手方において準備できない場合には、官側で官給できるものとする。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は優良部品とする。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、この使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図る。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、次による。

- a) 適用車両は、道路運送法車両の保安基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。

品 名	車両等現地外注整備共通仕様書
-----	----------------

ない。

3 品質保証等

3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3項により作成した結果等を品質保証資料とし、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年から5年間いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 保証

- a) 車両の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任者は、契約相手方の責任者とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領等により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両等作業用紙（別紙様式第1及び別紙様式第2）又は点検整備記録簿
- b) 車両等員数表（別紙様式第3）
- c) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第4-1及び4-2）
- d) 官給部品使用明細書（別紙様式第5）
- e) 材料使用明細書（別紙様式第6）又は使用材料に係わる契約相手方の定めた書類
- f) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第7）
- g) 修理発生材通知書（別紙様式第8）
- h) 納品書
- i) その他監督官及び契約担当官等の指示する書類

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、個別仕様書で規定する。官給品は、原則として官給を受けなければならない。

4.3 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で規定する場合を除き、原則として整備の対象外とする。

4.4 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び検査

品名	車両等現地外注整備共通仕様書
----	----------------

用機器は、車両法の規定に合致し、規定の性能が維持されなければならない。

4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、個別仕様書で規定するほか、契約担当官等の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

4.7 輸送

契約相手方の事業場と基地間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。

4.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱い、公害の発生する恐れのあるものの取扱い並びにその他の物は規定等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官等と協議するものとする。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																			
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> 、M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>		✓	良好	T	締付																
自動車番号	所属部隊	第 1 8 警戒隊		×	調整	C	清掃																
開始日付	完了日付			×	取替	L	給油																
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフ・スプリング・ピンなどの連結部																			
				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部																			
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																			
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントの																			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能																			
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																			
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右		後		後		後		後	V. 動力伝達装置			
前輪	左	前	右	後	左	前	右																
	後		後		後		後																
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた																			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				ときの床板との隙間																			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び																			
14. ブレーキ・倍力装置の機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び																			
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) プッシュロッド寸法等																			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用																			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量																			
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの取厚				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																			
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右		後		後		後		後	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の			
前輪	左	前	右	後	左	前	右																
	後		後		後		後																
				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																			
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																			
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																			
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																			
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																			
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																			
III. 走行装置				VI. 電気装置																			
1. タイヤの状態 ※				1. スパーク・プラグの状態																			
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 点火時期																			
(2) タイヤの亀裂、損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態																			
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																			
*タイヤの溝の深さ				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																			
<table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> <td></td> <td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後	左	前	右		後		後		後		後	VII. 原動機			
前輪	左	前	右	後	左	前	右																
	後		後		後		後																
				1. 低速と加速の状態																			
				2. 排気の状態																			
				CO																			
				HC																			
				黒煙																			
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																			
				4. エア・クリーナの油の汚れと量																			
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																			
				6. エンジン・オイルの漏れ																			

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メータリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管等の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカプラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅸ. 付属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
署名については、※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊等の長印

車両等作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号																													
車 種	検査の種類	I : <input type="checkbox"/> 、M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換 : ※印		✓ 良好	× 調整	×× 取替	××× 修理																										
自動車番号	所属部隊	第 1 8 警戒隊																															
開始日付	完了日付																																
点検項目			記	備考	点検項目			記	備考																								
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																													
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																													
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																													
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																													
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																													
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																													
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																													
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																													
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																													
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																													
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフ・スプリング・ピンなどの連結部																													
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																													
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷																													
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																													
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																													
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																													
5. ブレーキ・ホース及びびパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																													
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																													
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																													
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																													
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																													
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右			mm				mm															
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																										
		mm				mm																											
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																													
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																													
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リリース・フォーク先端の遊び																													
14. ブレーキ・倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																													
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッドの寸法等																													
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																													
17. ブレーキ・シュアの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																													
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																													
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																													
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																													
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右			mm				mm										8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた					
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																										
		mm				mm																											
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																													
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																													
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																													
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																													
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み				VI. 電気装置																													
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				1. スパーク・プラグの状態																													
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				2. 点火時期																													
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. ディストリビュータのキャップの状態																													
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																													
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																													
III. 走行装置				VII. 原動機																													
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																													
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																													
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙																							
CO	HC	黒煙																															
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																													
*タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右			mm				mm										5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右																										
		mm				mm																											
				6. エンジン・オイルの漏れ																													

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等			
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※		
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバーリフト、チルト	※		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			3. チェーンリフト、ドライブ	※		
1. メータリング・バルブの状態			4. ケーブルウインチ、ホイスト	※		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			6. 油圧ポンプ	※		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			7. 一般漏えい油、水、空気	※		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			8. 旋回装置			
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			9. マスト本体、ブーム			
7. 二次空気供給装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※		
8. 排気ガス再循環装置の機能			11. ドラム	※		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			12. 昇降機構	※		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			13. コミュテータ、ブラシ	※		
IX. 付属装置等			14. コントローラー	※		
1. ホーン的作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※		16. 索導器	※		
3. デフロスタ的作用			17. クレーン・アタッチメント	※		
4. 施錠装置的作用			18. キャタピラ	※		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			19. 排土板、スクレーパ	※		
6. マフラの機能			20. フィフス・ホイール	※		
7. 火花防止装置の状態			21. 補助脚	※		
8. エア・タンクの凝水			22. キング・ピンー摩耗、破損、カブラ結合箇所	※		
9. エア・コンプレッサの機能			XI. かく座機収容機材、100tオールテレーンクレーン			
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			1. 操向装置	※		
11. 非常口の扉の機能			2. 操向アライメント	※		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		3. クレーン・エンジン	※		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			4. クレーン電気系統	※		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			5. 補助脚	※		
15. シート・ベルトの状態			6. 通話装置	※		
16. 開扉発車防止装置の機能						
17. シヤシ各部の給油脂状態	※					
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。						
付記又は特記事項						
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印

車両等員数表					
車 両 名			受入年月日		
物品番号			差出部隊名		
証書番号			車両番号		
要求番号		契約番号		会社名	
物 品 名			定数	現数	状 態
搬入時累計走行キロ (時間)			k m		
検査員			監督官		

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

会社名

監督官

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成にしようとしたTO（日付を含む。）のみ記入する。

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊
第18警戒隊
契約担当官 殿

住 所
会 社 名
代表者名

調達要求番号		数 量	
契約番号		金 額	
契約年月日		納 期	
品 名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認
年 月 日
階 級
氏 名

修理発生材通知書			
契約番号			調達要求番号
修理器材名等	物品番号	品名	数量
	修理完了により下記のとおり発生したので通知する。		
令和 年 月 日 契約業者住所 氏 名			
交換部品名	規 格	数 量	備 考
監督官確認		階 級 氏 名	
受領月日	廃品出納主任	不用品係	受入証書番号